

Ⅲ 事業別個別意見

〈事業部及び事業の概要〉

以下は財団のホームページより引用し、要約した。

事業説明の後ろに記載した（#）内は事業整理番号であり、平成20年度における財団の事業は39事業①であった。財団のホームページで事業説明していない事業もある。

なお、各事業毎の説明において、事業報告書とあるのは平成20年度である。

1. 総務企画部

(1) 総務課

① 県有施設の管理(#1、2)

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの管理・運営

② 理事会、評議員会の開催事務並びに会計・総務

③ ファンド等の資金管理(#23)

(2) 企画情報課

① 中小企業戦略的 IT 活用支援事業

中小企業の IT 利活用を促進し、経営の効率化を図るため、情報の収集、加工、創出、提供等の体制を確立し、戦略的な IT 導入を支援。

○ IT 利活用や経営に関するインターネットでの相談。

○ 各企業が実践的な IT 活用に関する内容を学べる e-ラーニングサービスを提供

○ 企業の戦略的な IT 活用事例を調査し、Web 情報誌「情報えひめ」で紹介。

○ IT 導入企業の事例を学ぶセミナーを開催。

○ 企業の情報化に資する雑誌、図書、DVD などの貸出。

② 高度 IT 人材創出・育成事業(#7)

実践的かつ即戦力として活躍できる人材を育成するため、IT 技術者の実務・技術両面のスキルアップにつながる高度 IT 人材創出・育成研修を実施。

③ 産業情報ネットワークシステム管理運営事業(#3)

愛媛県からの委託を受け、愛媛産業情報総合ネットワーク(ehime-iinet)の管理・運営。

○ インターネットを通じて中小企業支援機関、商工団体、県の公設試と連携を図り、各種産業情報、企業情報、物産情報、商業情報等を収集・発信。

④ IT 化基盤設備事業

イ. 情報共有支援システム運営管理事業(#16)

○ ホームページ管理機能や文書管理機能などを有する「情報共有支援システム」を提供し、IT 導入と活用の促進。

ロ. 電子商取引推進事業(#15)

○ インターネット・ショッピングモール「あいあいえひめ」を運営し、出店企業に電子商取引に関する支援。

⑤えひめ IT 経営応援隊事業(#10)

県内中小企業支援機関(7 機関)からなるコンソーシアム「えひめ IT 経営応援隊」を組織し、連携のもと特性を活かした効果的な事業を展開して地域に密着した支援。

○IT を活用した経営手法(経営戦略～IT 戦略～業務改革)を理解するための研修会。

○金融機関、IT ベンダー、行政等と県内中小企業を支援するための連携ネットワークを構築。

⑥インキュベート・ルームの管理・運営(#1、2)

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターのインキュベート・ルームを管理・運営。

(3)企業立地推進課

①地域産業活性化企業誘致活動強化事業(#5)

「愛媛県地域産業活性化協議会」で策定した「企業立地促進法に基づく基本計画」に基づき、各種の企業誘致活動を実施。

②中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業(#6)

「中予地域基本計画」の実現に向けて、「情報サービス関連産業」の企業立地、産業集積を促進するため、同業者に対する人材養成事業を実施。

2. 産業振興部

(1)新事業支援課

役割：ビジネスサポートオフィスにおける創業及び新事業展開の支援

①創業支援 (#19)

○窓口相談 (無料)

新規創業・新事業展開における総合的な相談窓口を開設、経営・技術・販売に関わる各種専門家が支援。

○創業準備室

創業を目指す方に創業準備室を提供。インターネット環境や様々な交流環境を提供するとともに、専門家が企業経営技術、資金調達、販路開拓等のアドバイスをするほか創業の計画から準備、開業に至る一連の活動をサポート。

○コマワリホージン Ban

アドバイザーの司法書士が、創業準備室の入居者の法人化のための書類作成や登記等その他法人が設立できるまでに必要な手続を代行。

○インキュベート・ルームへのステップアップ

創業準備室入居者のうち将来性のある企業については、テクノプラザ愛媛、愛媛県産業情報センターのインキュベート・ルームを紹介。

②新事業展開への支援 (#19)

○チャレンジプラン

愛媛の産業・技術資源をもとに、新たな商品開発(デザイン開発を含む)ための調査研究、試作品の製造、その他新たな事業開拓のための調査研究を行おうとするグループをえひめ産業振興財団が認定し、共同で調査研究を推進。

○コマワリ

新事業をめざした試作品や新商品について、財団スタッフ等専門家が、事業可能性調査や市場調査、販路開拓調査を機動的(45日以内)に実施。

○展示会出展支援

東京等の大都市で開催される見本市・展示会の紹介、出展事務手続きや経費の一部を支援。

○パイオニア

新事業創出や新商品開発に取り組んでいる企業で、事業性が認められる者について、地元金融機関に対しての推薦を行い、その後の事業化をサポート。

(2) 産業振興課

① えひめ中小企業応援ファンド事業 (#23)

地域資源を活用したビジネスの創出に取り組む個人やグループ活動等の企業化への支援や、既存産業の高付加価値化・高度化への取組を支援することにより、ビジネスの裾野拡大や新産業の育成、雇用の創出。
⇒えひめ中小企業応援ファンド助成金制度

1) 地域密着型ビジネス創出事業：

県内で培われた製造技術並びに県内の豊富な農林水産物や良質な自然資源など、地域に潜在する資源を掘り起こし、地域密着型のビジネスとして展開するための初期的経費を助成

2) 活力創出産業育成事業：

次代を担う新産業を育成し、地域の活力を創出するため、既存産業の高付加価値化・高度化に取り組む中小企業者等に対して、助成金を交付

② 中小企業地域資源活用プログラム (#19)

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化など、国の「中小企業地域資源活用プログラム」に係る中小企業者等の取組みを支援。

③ その他中小企業の振興に関すること (他の主管に属するものを除く)

『中小企業支援策利用ハンドブック』による情報提供。

⇒中小企業支援策利用ハンドブック

(3) 産学官連携推進課

新しい産業の創出や既存産業の活性化を推進するために、産学官が連携した以下の事業を実施。

① 起業化シーズ育成支援事業(研究費助成) (#31)

公設試験研究機関の産業界の新事業進出や 既存企業の新事業展開に寄与するため、大学・公設試験研究機関等の研究者が実施する独創的な研究開発に対し助成。

② ライフサポート産業支援事業(研究部会の経費助成) (#32)

ライフサポート産業関連の新商品、新事業の創出を図る研究部会を開催し、商品化や事業化のための試作開発や販路開拓等に要する経費を支援。

③ 先端技術プロジェクト育成委員会開催事業(#30)

「先端技術プロジェクト育成委員会」を設置し、プロジェクト・プロデューサーの発掘した共同研究テーマについて、その技術的な内容、市場性、技術開発体制等について評価、助言を行い、競争的資金の獲得や事業化に向けて、プロジェクトのブラッシュアップを図る。

④ 地域イノベーション創出研究開発事業(#24～27)

産学官が連携した共同研究を推進することで、新製品の開発を促進し、新規事業の創出と産業競争力の育成を支援。

3. 中小企業振興部

(1) 中小企業支援課（1課のみ）

① 小規模企業者等への設備貸与（割賦・リース）（#35）

設備を財団が代わって購入し、長期かつ低利で貸与。

② 中小企業者等への機械類貸与（割賦・リース）（#37）

設備・機械類を財団が代わって購入し、長期かつ低利で貸与。

設備貸与制度を補完するものとして、愛媛県がつくった制度。

国の制度か県単事業かの違いはあるが、①と②は運用ルールは同一である。

③ 小規模企業者等への資金貸付（#34）

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金を貸付

④ 中心市街地商業の活性化（#39）

中小商業の活性化に寄与する事業に対し、助成金を交付。

<A 総務企画部の事業>

事業区分並びに会計単位は法人が事業をどのように把握し、管理しようとしているかを示すものであり、法人経営者の経営感覚（意識）が現れる。

会計区分が不適切であることは経営管理の効率性に問題があるか、効率性を意識しない経営をしていることを意味する。

総務企画部の会計は一般会計・総務関係（会計1）と情報化基盤整備促進事業特別会計（会計13）の二つである。会計13は最も新しい特別会計であるため、総括表の最後に表示されている。

総務企画部は3課から成っており各課の事業内容及び県との関わりは別表のとおりである。

①施設管理受託事業（総務課）

二つの県有施設の指定管理については指定管理に関する予算並びに結果報告書を県へ提出することが求められているので独立会計区分が必要である。県からの委託事業という意味から、産業情報ネットワークシステム管理運営事業もこの会計区分に入れてよい。ネットワーク管理業務は外注委託しており、県からの受託金額が同額であるため会計を区分する必要性がないからである。

総務課ではこのほかに、庶務、経理及び役員会（理事会等）の事務など法人の管理業務を担当しているほか、国の委託事業である太陽光推進窓口業務を行っている。

②情報化推進事業（企画情報課）

企画情報課の事業は会計1の事業の一部と会計13の事業を担当している。平成20年度は11事業を担当しているが全事業合計でも年間事業費28百万円程度である。違いがあるといえば事業の財源であり、情報化基盤整備促進事業（会計13）は自主財源、その他は国または県からの委託・補助事業（会計1に含まれる）である。事業名から判断する限り両者に事業の根本的な違いは見出し難い。

なお、県の担当課は産業創出課、経営支援課並びに異質であるが教育委員会である。

（意見）

企画情報課の事業は会計単位が二つに別れているが、両者の事業内容を区分すべき質的違いは認められず、財源の違いで区分されているにすぎず、一つの会計単位とし事業の会計責任（アカウントビリティー）を明確にすることが望ましい。

事業一覧

(単位:百万円)

担当課	会計区分	財源	事業名	H20実績	県担当	
A 総務企画部				231	課	係
A1 総務課	Ⅰ一般会計	県委託	#1 テクノプラザ愛媛管理運営事業①	83	産業創出課	新事業支援係
			#2 愛媛県産業情報センター管理運営事業②	23		
A2 企業立地推進課		国委託	#4 住宅用太陽光発電導入支援対策事業	1	企業立地推進室	資源エネルギー係
		国補助	#5 地域産業活性化企業誘致活動強化事業	10		立地推進係
			#6 中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業費	7		
		A3 企画情報課	Ⅰ一般会計	県補助		#3 産業情報ネットワークシステム管理運営事業③
#7 高度IT人材・育成創出事業④	2				産業情報係	
#8 中小企業情報化支援事業⑤	4					
#9 情報通信関連創業者支援事業⑥	2					
中小企業戦略的IT活用支援事業	-					
国委託	#10 えひめIT経営応援隊事業		4	経営支援課	商業振興係	
県補助	#11 小売商業支援センター活動事業⑦		0.7			
県委託	商店街IT化支援事業		-			教育委員会
	#12 生涯学習情報システム運営管理事業⑧		1			
	#13 美術館情報システム運営管理事業⑨		0.05	文化事業係		
Ⅲ情報化基盤整備促進事業	国委託		#14 えひめ情報通信人材育成研修事業	2	産業創出課	産業情報係
	自主	#15 電子商取引推進事業	4			
	自主	#16 IT導入支援システム運営管理事業	3			
	自主	#17 情報化基盤整備促進事業	4			

事業名の後ろに○番号があるものは、県の事務事業評価対象事業であり、財団の39事業のうち15事業が県の事業でもある。

【A1 総務課の事業】

主たる業務は県有施設の指定管理受託、愛媛産業情報総合ネットワーク運営受託並びに国の委託事業である太陽光発電申請窓口業務である。

次の3県有施設設備の管理を受託しているが、①及び②は指定管理として請負い、③は委託受注である。

- ①テクノプラザ愛媛
- ②愛媛県産業情報センター
- ③愛媛産業情報総合ネットワーク

予算規模は次の表のとおりであり、県の担当係はそれぞれ分れている。

1. 事業内容及び事業費、財源、担当課

(単位:百万円)

財源	財団事業名	20年 実績	21年 予算	愛媛県の 担当係
県委託	#1 テクノプラザ愛媛管理運営事業①	83	89	新事業支 援係
	#2 愛媛県産業情報センター管理運営事業②	23	25	
	#3 産業情報ネットワークシステム管理運営事業③	80	78	産業情報 係
国委託	#4 住宅用太陽光発電導入支援対策事業	1	8	資源エネ ルギー係
	計	187	200	

2. 会計データ(一般会計1・総務関係)：県委託事業

(1) 収支計算書推移表(施設・システム管理)

収支計算書推移表(施設・システム管理)

(単位:百万円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1. 事業活動収入								
(1) 事業収入						30	31	24
テクノプラザ愛媛利用料収入等						26	27	21
愛媛県産業情報センター利用料収入						4	4	3
(2) 補助金等収入	279	349	329	318	264	221	218	246
人件費補助金収入		39	35	42	43	40	39	75
テクノプラザ愛媛指定管理収入	138	136	132	125	120	74	71	68
愛媛県産業情報センター指定管理収入	79	71	65	61	35	26	25	23
産業情報ネットワークシステム受託収入	62	103	97	90	66	81	83	80
事業活動収入計	279	349	329	318	264	251	249	270
2. 事業活動支出								
1) テクノプラザ愛媛管理運営費	138	137	132	125	120	91	92	83
2) 愛媛県産業情報センター管理運営費	79	71	65	61	35	25	25	23
3) 産業情報ネットワークシステム管理運営費	62	103	97	90	66	81	83	80
4) 財団運営費(人件費)		39	35	42	43	40	39	75
事業活動支出計	279	350	329	318	264	237	239	261
事業活動収支差額	0	-1	0	0	0	14	10	9

(意見)

運営経費は県が事実上負担しており赤字とならない仕組みであるが、逆に非効率であっても責任がない。

財団職員には管理やシステムの専門家はおらず、管理費用の大半は外部に委託している。運営コストが経済的であるかどうかは外注委託費の中身を検討しなければならぬ。

財団施設を管理すること(直言すれば契約事務の管理)が目的であり、施設管理の経済性、効率性、有効性は運営する職員にとって別問題であると感じる。

利用料収入を除く財団の受託収入は県にとっては施設の維持管理コストである。

平成18年度以後の平均受託収入は220百万円であり、毎年同額の維持管理コストがかかっている。

中でも、産業情報ネットワークシステム管理運営費が平均80百万円と多額であり、その対価に見合ったサービスが得られているか、費用対効果を検討すべきである。他でも述べているが、民間でも供給されているサービスであり、時期を見て撤退すべきと判断している。

(2) 施設管理に係る外注委託料の推移

テクノプラザ愛媛委託料

(単位：千円)

委託の内容	契約内容	H17	H18	H19	H20	H21	5年累計
システム機器保守点検業務	指名競争入札	38,280	26,629	26,155	26,523	23,737	141,324
清掃業務	一般競争入札(*)	7,192	6,787	6,549	4,290	2,242	27,060
空調設備保守点検業務	一般競争入札(*)	5,565	5,250	4,988	4,725	4,463	24,991
浄化槽設備管理業務	一般競争入札(*)	4,460	2,511	2,511	815	399	10,696
夜間警備業務	随意契約	932	932	907	882	882	4,535
植栽管理業務	一般競争入札(*)	852	749	749	712	760	3,822
昇降機保守点検業務	随意契約	844	756	731	693	693	3,717
消防設備保守点検業務	競争見積	720	704	668	647	610	3,349
その他6件(注)	随意契約	2,262	1,700	1,667	1,638	1,638	8,905
合計		61,107	46,018	44,925	40,925	35,424	228,399

(注)その他6件：自家用電気工作物保安、自動ドア保守点検、スライディングウォール保守点検、電動カーペット保守点検、電源装置保守点検、シャッター設備保守点検業務

(*)一般競争入札は20年度からで、以前は指名競争入札である。

愛媛県産業情報センター委託料

(単位：千円)

委託名	契約内容	H17	H18	H19	H20	H21	5年累計
BAシステム維持管理業務	指名競争入札	5,259	5,259	5,206	5,280	5,277	26,281
空調機器保守点検業務	一般競争入札(*)	1,260	1,208	1,155	1,029	1,029	5,681
警備業務	随意契約	893	898	873	849	849	4,362
植栽管理業務	一般競争入札(*)	881	774	774	746	699	3,874
清掃等業務	一般競争入札(*)	1,628	1,592	1,536	978	698	6,432
エレベーター設備保守点検業務	競争見積(**)	693	680	630	630	630	3,263
浄化槽清掃保守点検業務	一般競争入札(*)	896	639	639	424	231	2,829
その他業務5件(注)		693	684	671	663	699	3,410
合計		12,203	11,734	11,484	10,599	10,112	56,132

(注)その他業務5件⇒自家用電気工作物の保安管理業務、受水槽設備管理業務、自動ドア保守点検業務、消防設備保守点検業務、シャッター等設備保守点検業務

1. (*)一般競争入札は20年度からで、以前は指名競争入札である。

2. (***)エレベーターの競争見積りは20年度のみである。なお、3者指名したが2者から辞退届の提出があった。

3. BA維持管理業務は、17年度までは産業情報センター管理運営事業に含まれていたが、18年度指定管理者制度移行に伴いプロバイダ業務に関する愛媛産業情報総合ネットワーク管理は企画情報課で、指定管理業務に関するBAシステム管理は総務課となった。

テクノプラザ愛媛委託料

委託の内容	20年度	最初の契約年度
システム機器保守点検業務	ND(株)	3年度
清掃業務	(有)SB	20年度
空調設備保守点検業務	DA(株)	3年度
浄化槽設備管理業務	IK(株)	3年度
夜間警備業務	SC(株)	3年度
植栽管理業務	(株)YK	3年度
昇降機保守点検業務	(株)HB	3年度
消防設備保守点検業務	(株)SS	3年度
土曜日受付案内業務及び夜間受付業務	AS(株)	17年度

愛媛県産業情報センター委託料

委託名	20年度	最初の契約年度
BAシステム維持管理業務	ND(株)	7年度
空調機器保守点検業務	SD(株)	7年度
警備業務	SC(株)	7年度
植栽管理業務	(株)YK	7年度
清掃等業務	(有)SB	20年度
エレベーター設備保守点検業務	NO(株)	7年度
浄化槽清掃保守点検業務	IK(株)	7年度

(意見)

施設管理については実際に管理業務を行うのは外注委託先であり、施設管理に関しての財団の業務は委託契約の事務並びに外注先から実績報告を求めることが主たる業務内容であり、職員自らが行う日常作業はほとんどない。したがって、施設管理に関して県が直接執行すれば人件費及び需用費役務費等の大半は経費節減となる。

公益法人制度のところでも検討しているが、ハードの施設管理は民間が行っている事業であり公益事業といえるかどうか問題がある。実体としても財団を経由して外部委託しているものであり、財団の使命は施設を利用してソフト面で中小企業振興に有益な事業をすることにある。

愛媛産業情報総合ネットワークの管理は外注委託であるため、財団は外注委託契約に関する事務代行のみで、財団にはシステム専門家はいないためシステムを管理しているのは外注先の専門家である。愛媛産業情報総合ネットワークは県が維持管理すべき設備であり、財団を経由して外注する合理性は認められない。

(3) 施設の利用実績と満室時の利用料収入

① 施設利用料収入の実績

施設利用料収入の推移(再掲)

(単位:千円)

利用料収入(注)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
テクノプラザ愛媛利用料収入等	29,000	28,000	29,000	28,000	25,000	26,000	27,000	21,000
愛媛県産業情報センター利用料収入	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	4,000	4,000	3,000
合計	30,000	29,000	30,000	29,000	27,000	30,000	31,000	24,000

(注)H13～H17は県の直接収入、H18～財団の指定管理収入である。

② 利用件数等の実績推移

テクノプラザ愛媛利用状況及び利用者数

(単位:件数・千円)

年度	テクノホール		一般研修室		OA 研修室		特別会議室		一般会議室		小会議室	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
17年度	110	2,108	193	1,124	78	1,209	40	228	347	934	216	754
18年度	137	3,132	189	1,372	67	760	48	82	361	1,052	213	541
19年度	119	2,756	206	1,369	65	916	70	118	311	1,037	232	546
20年度	141	2,948	193	1,210	54	634	47	82	305	1,001	144	308
前年比		107%		88%		69%		70%		97%		56%

(単位:時間・千円)

年度	インキュベーター・ルーム		創業準備室		駐車場		倉庫		第2特別会議室		合計
	入居率	金額	入居率	金額	利用率	金額	利用率	金額	時間	金額	金額
17年度	76%	16,581	67%	565	69%	1,010	88%	192			24,704
18年度	76%	16,338	60%	515	67%	979	93%	203	4		24,974
19年度	82%	17,705	30%	255	74%	1,089	90%	196	6		25,986
20年度	64%	12,896	28%	250	53%	769	74%	162	6	2	20,261
前年比		73%		98%		71%		83%			78%
部屋数等	25室		14ブース		40区画		8室				

愛媛県産業情報センター利用状況及び利用者数

年度	ネットワーク研修室		会議室		インキュベーター・ルーム		駐車場		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	利用率	金額	件数	金額
17年度	66	322	32	265	42	1,613	73%	146	140	2,346
18年度	13	170	59	307	75	3,131	66%	265	147	3,874
19年度	28	214	27	220	89	3,590	78%	314	144	4,338
20年度	9	178	66	253	52	2,237	40%	314	127	2,983
前年比		83%		115%		62%		100%		69%
部屋数等					8室		11区画			

(意見)

利用料収入は財団にとって重要な収入となる。稼働率が低く、民間同様柔軟に入居対策を講ずるべきである。いかに努力しても需要が低いとすれば、必要性が認められていないと認識すべきである。

満室になった場合の計算は次表のとおり、年間収入はテクノプラザ愛媛76百万円、愛媛県産業情報センター10百万円合計87百万円であり、満室はあり得ないと考えるが50%稼働を目標にしても年間収入44百万円が見込まれる。現状(平均30百万円)の1.5倍の収入となる。

③満室時の利用料収入

テクノプラザ愛媛年間満室の場合の金額

区分		単位	単価、円	数量	日数等	年間収入・千円
テクノホール	全体利用	1時間につき	5,920	12時間	294	20,886
一般研修室	全体利用	1時間につき	1,640	12時間	294	5,786
OA研修室		1時間につき	2,640	12時間	294	9,314
特別会議室		1時間につき	1,680	12時間	294	5,927
第2特別会議室		1時間につき	650	12時間	294	2,293
一般会議室	全体利用	1時間につき	1,480	12時間	294	5,221
小会議室		1時間につき	660	12時間	294	2,328
共同研究室		1平方メートル1月につき	1,830	5室	12月	3,027
インキュベーター・ルーム		1平方メートル1月につき	1,830	20室	12月	19,341
		計 ①				74,123
創業準備室		1区画1月につき	5,000	14区画	12月	840
倉庫		1区画1月につき	2,280	8区画	12月	219
第2駐車場		1台1月につき	3,050	39台	12月	1,427
		計 ②				2,486
合計		③=①+②				76,609

愛媛県産業情報センター年間満室の場合の収入額

区 分	単 位	単価、円	数 量		年間収入・ 千円
ネットワーク研修室	1時間につき	1,980	8室	243日	3,849
会議室	全体利用	1,300	8室	243日	2,527
インキュベート・ルーム	1平方メートル1月につき	1,830	8室	12月	3,816
指定駐車場	1月につき 1区画	3,050	11台	12月	403
合 計 ④					10,595
テクノプラザ愛媛&愛媛県産業情報センター合計					87,204

70%稼働目標とすれば：87,205千円×70%=61,043千円の利用率収入となる。

実態は年平均30,000千円の収入なので、30,000千円÷87,205千円=34%の稼働率である。

3. 国委託事業

#4 住宅用太陽光発電導入支援対策事業

経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金要綱に基づき、平成21年1月13日より平成20年度同補助金の募集を開始。財団は、その都道府県申請等受付窓口業務を行った。

- ①補助金交付申請等の受付業務(21年3月31日現在)
- ②県民及び手続代行者からの問い合わせ対応業務
- ③関連補助等の情報提供サービス及び情報収集業務

【A2 企業立地推進課の事業】

企業立地推進課の事業は県・経済労働部・企業立地推進室の担当課職員 3 名が財団の事業を兼務しており、事務所は県庁の担当課にある。

1. 決算データ

一般会計1のうち、県受託収入(施設管理・愛媛産業情報総合ネットワーク)を除く事業の収支計算書を抜粋した。

(単位:百万円)

収支科目	H20 実績
国庫補助金等収入	15
県負担金収入(#5企業誘致活動)	3
事業活動収入計	18
2. 事業活動支出	
(1) 事業費支出	
4) 太陽光発電導入支援費(*1)	1
5) 地域産業活性化企業誘致費(*2)	10
6) 情報サービス関連産業人材養成費(*2)	7
事業活動支出計	18
事業活動収支差額	0

(*1) 総務課 担当の事業

(*2) 企業立地推進課担当の事業

太陽光事業は財団では総務課が担当しているが県の担当課は企業立地推進室であり、国の委託事業という点で#5の事業と共通するところがあるため会計データは企業立地推進課の事業区分に含めた。

2. 事業一覧

(単位:百万円)

財源	事業名	事業費			
		20年実績	うち国費	21年予算	うち国費
国補助費	#5 地域産業活性化企業誘致活動強化事業	9	6	12	8
	#6 中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業	7	7	7	7
	計	16	13	19	15

財源的には、

①#5 企業誘致活動強化事業は6分の1が県費、6分の1は市町費、3分の2は国費である。

②#6 人材養成等事業は全額国費である。

制度的に国からの補助金が公益法人へ直接支給されるため、財団の名前を使って県の担当者が処理している。人件費は財団に計上されず、県が直接負担している。

今後国の補助が続くかどうかは不透明であるが、国からの競争的資金の獲得として効果が認められる。

3. 事業報告書

#5 地域産業活性化企業誘致活動強化事業(10 百万円)

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、県地域経済の活性化や雇用の増大に資するため、各種の企業誘致活動を実施した。

(事業実施主体) 愛媛県地域産業活性化協議会 事務局：財団法人えひめ産業振興財団

(事業内容)

1) 企業誘致マネージャーの雇用

大手商社OBを企業誘致マネージャーに委嘱し、企業誘致活動を展開した。

[活動日数：70日、企業訪問等：57件(延べ48社)]

2) 企業誘致パンフレット等の作成。10,000部

基本計画や県の産業風土、立地環境、優遇措置等を内容とするパンフレットを10,000部作成。

3) 広告等の掲載

10月末に日本経済新聞(10/25)、日経産業新聞(10/30)、日刊工業新聞(10/31)の全国紙

4) 企業誘致イベントへの参加

平成20年7月、東京ビッグサイト、日本経営協会主催の「企業誘致フェア2008」に出展した。(来場者数3,270人)

5) 企業アンケート調査の実施

専門業者に委託して、基本計画の内容に沿った全国3,000社を対象に、投資計画等についてアンケート調査を実施した。

#6 中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業(7 百万円)

①事業内容

就職希望者及び高校生・短期大学生等を対象にしたテレコミュニケーター体験セミナーを開催。

②事業委託先：「えひめ若年人材育成推進機構」

【一般市民向けセミナー】

会 場	参加人数	開催回数
銀天街 GET!5 階	78 名	5 回
富士通コミュニケーションサービス(株)	45 名	5 回
計	123 名	10 回

【高校生・短期大学生・専門学校生向けセミナー】

開催学校数	参加人数	開催回数
11 校(高校、短大、専門学校)	742 名	21 回

【A3 企画情報課の事業】

A3-1 企画情報課の会計(一般会計1の2)

企画情報課の事業は平成13年統合前は旧(財)愛媛県産業情報センターが行っていた事業を引き継いだものである。

平成13年に旧財団から引き継いだ基本財産は551百万円であり、一般会計(会計1の2)の基本財産として251百万円、情報化基盤整備促進事業特別会計(会計13)の基本財産として300百万円受け入れしている。

1. 決算推移表

一般会計(会計1)のうち、企画情報課の事業を抜き出して推移表にすると次のようになる。

(1) 収支計算書

(単位:百万円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
(1) 基本財産運用収入	0.2	3	3	3	3	3	4	4
(3) 会費収入	17							
(4) 事業収入			3	4	4	2	2	2
・高度IT人材育成受講料収入			3	3	4	2	2	1
・その他受講料収入				2				1
(5) 補助金等収入	214	176	103	68	37	25	27	14
・愛媛県補助金等収入	202	167	95	65	35	21	17	8
・その他補助金等収入	13	9	8	2	1	4	10	5
(6) 負担金収入(中小企業情報化支援)	2							
(7) 受取利息	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
(9) 他会計からの繰入金収入			5				4	
事業活動収入計	233	179	115	75	44	30	36	19
(1) 事業費支出	221	176	107	72	41	27	28	16
8 高度IT人材・育成創出費			10	8	9	5	3	2
9 中小企業情報化支援費	19	17	13	10	8	6	5	4
10 情報通信関連創業者支援費					4	4	3	2
11 えひめIT経営応援隊費							10	4
13 小売商業支援センター活動費	48	42	31	21	12	6	4	1
14 生涯学習情報システム運営管理費	11	11	10	6	7	2	3	1
15 美術情報システム運営管理費	2	2	1	1	0.4	0.4	0.4	0.1
16 えひめ情報通信人材育成研修費								2
・中小企業IT導入支援費	112	92						
・H18年以前のその他事業計	27	12	40	26	1	4		
(2) 管理費支出	15	8	8	4	3	3	4	6
人件費	11	3	5	2	1	2	3	4
管理費	4	5	4	2	2	1	1	2
事業活動支出計	236	184	115	76	44	30	33	21
事業活動収支差額	-3	-5	-0.4	-1	-0.4	-0.4	4	-2

※H13～15年度愛媛県産業情報センター管理運営委託料に係る収支額は、総務課に計上している。

(2) 貸借対照表

(単位:百万円)

勘定科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 資産の部								
流動資産	222	130	107	34	20	7	16	
現金預金	99	117	80	24	9	0	0	
その他の流動資産	123	13	27	9	11	7	16	
固定資産	276	281	283	283	282	282	282	
・基本財産	251	251	251	251	251	251	251	
・特定資産	22	26	28	29	28	29	29	
退職給付引当預金	16	20	22	22	22	22	22	
経営安定資金積立預金	6	6	6	6	6	6	6	
・その他固定資産	3	3	4	3	3	2	2	
資産の部合計	498	410	390	317	303	289	298	
II 負債の部								
流動負債	212	125	103	31	18	6	11	
未払金ほか	212	125	103	8	5	1	9	
短期借入金				23	13	5	3	
固定負債	16	20	22	23	22	22	22	
退職給付引当金	16	20	22	22	22	22	22	
負債の部合計	228	145	125	54	40	28	34	
正味財産の部合計	269	265	265	263	262	261	264	

(意見)

事業活動収入は毎年減少の一途であり、県補助金収入の範囲内で事業をしているため、収入がいくら減少しても収支はおおむね均衡している。事業の必要性がない証拠であり、251百万円の基本財産は事業規模直近3年平均は28百万円、平成20年度は19百万円)からして過大であり、基本財産の流動化(事業資金として使えるようにする)または県への寄附等を検討すべきである。資金を企画情報課の基本金として特定財源化したことは財団統合時の事業計画が不十分であり、事務的に統合処理したことが根本原因である。

事業目的を付けた科目で特定資産に計上すべきものを基本財産としたことは不適当な会計処理である。

2. 事業報告書

#7 高度 IT 人材・育成創出事業④(2 百万円)

愛媛県の補助を受け、IT技術者の実務・技術両面のスキルアップにつながる高度IT人材創出・育成研修を5講座実施した。 場所：テクノプラザ愛媛

講座名	日数	受講者数	受講料
ネットワークセキュリティ講座	2日間	12名	16,000円
現場で使えるSEの技術講座	2日間	13名	16,000円
プロジェクトマネジメント講座	1日間	13名	10,000円
システムエンジニアレベルアップ講座	1日間	7名	10,000円
ソリューションSEのための提案力養成講座	2日間	12名	15,000円

#8 中小企業情報化支援事業費③(4 百万円)

愛媛県の補助を受け、中小企業の情報化を支援した。

- ア 経営動向等企業情報の収集・発信(ホームページ・メールマガジン 年6回)
- イ 情報発信機器の整備
企業情報、各種調査情報等の地域産業情報を提供するための機器を整備した。

#9 情報通信関連創業者支援事業費(2 百万円)

愛媛県の補助を受け、愛媛県産業情報センターのインキュベート・ルームを核に、NPO法人ITC愛媛等と連携を図りながら、相談・研修等の入居者支援に努めた。

①インキュベート施設の概要

インキュベート・ルーム 8 室 [17.17 m²~35.00 m²]

商談室 1 室、ミーティングルーム 1 室、事業支援・相談室 1 室

②入居企業の状況

全 8 室 平成 21 年 3 月 31 日現在 入居企業 3 社(入居率 54.2%/月平均)

③入居者等支援事業

- ア 相談業務 48 回
- イ ブラッシュアップ研修会 6 回
- ウ 研修内容：営業マネジメント、新規顧客開拓、企業経営に関する税務知識、外注管理、契約管理、リスク管理

ウ 入居者等支援事業

NPO 法人 ITC 愛媛と連携を図り、各入居者への相談業務をはじめ支援会議やブラッシュアップ研修会の開催を通じ、入居企業をはじめとした情報通信関連企業の育成に取組んだ。

- ア 相談業務 48 回
- イ ブラッシュアップ研修会

実施日 [場所]	研修内容	講師
平成20年7月18日 [えひめ共済会館]	販売力の強化～営業活動・実践編1 営業マネジメント～	ITコーディネーター 東矢 憲二
平成20年9月19日 [テクノプラザ愛媛]	販売力の強化～営業活動・実践編2 新規顧客開拓～	ITコーディネーター 東矢 憲二
平成20年10月10日 [テクノプラザ愛媛]	企業経営に関する税務知識	税理士 浅井 和敬

平成20年11月14日 [テクノプラザ愛媛]	外注管理	ITコーディネーター 吉田喜久男
平成20年12月12日 [えひめ共済会館]	契約管理	愛媛県著作権相談員 行政書士 岡田 学
平成21年1月16日 [テクノプラザ愛媛]	リスク管理	愛媛県著作権相談員 行政書士 岡田 学

#10 えひめ IT 経営応援隊事業(国委託) (4 百万円)

県内中小企業支援機関(7機関●)からなるコンソーシアム「えひめIT経営応援隊」を組織し、四国経済産業局からの委託を受け、各機関連携のもと特性を活かした効果的な事業を展開して地域に密着した支援を行った。

●構成機関

- 1 財団法人えひめ産業振興財団、
- 2 愛媛県中小企業団体中央会、
- 3 財団法人今治地域地場産業振興センター、
- 4 松山商工会議所、
- 5 宇和島商工会議所、
- 6 株式会社西条産業情報支援センター、
- 7 特定非営利活動法人ITC愛媛

①IT 経営実践研修の開催(愛媛県中小企業団体中央会と共催)

(場所：愛媛県産業情報センター)

4回コース、参加者 ものづくり企業等47社

②IT 経営スキルアップ研修の開催(場所：愛媛県産業情報センター)

3回コース、参加者 IT関連企業等 7社

#11 小売商業支援センター活動事業⑦(0.7 百万円)

中小小売事業者の競争力強化と商店街の活性化を図るため、愛媛県の補助を受け、情報提供を行うとともにIT利活用を支援した。

①商業情報の収集・発信(ホームページ・メールマガジン 年6回)

②小売商業支援情報発信事業

Webサイト「愛媛の商店街」を運営し、各商店街や個店の集客力向上や活性化に役立つIT利活用を支援した。

#12 生涯学習等システム運営管理事業(県委託) (1.2 百万円)

愛媛県からの委託を受け、各種システムの適正な維持管理に努めた。

①生涯学習情報システムの運営管理(20年9月30日まで)

②美術情報システムの運営管理(20年4月30日まで)

#13 美術館情報システム運営管理事業(県委託) (53 千円)

(説明)

事業報告書に記載がない。

#14 えひめ情報通信人材育成研修事業(国補助) (2 百万円)

総務省の補助を受け、情報通信サービス業等の技術者を対象に、システム開発及び運用管理に係るハイレベルな技術系人材養成研修を2講座実施した。

講座名	日数	受講者数	受講料
Javaアプリケーション開発講座	4日間	11名	40,000円
ネットワーク・トラブルシューティング講座	3日間	12名	30,000円

(意見)

受講者数が少ない。

2講座で2百万円のコストがかかっており、受講料収入は80万円である。

講師料の減額と受講料額の増加をはかり、収支相償を目指すことが望ましい。

A3-2 情報化基盤整備促進事業(企画情報課)

1. 事業の沿革

情報化基盤整備促進事業は平成13年統合前は旧(財)愛媛県産業情報センターが行っていた事業及び基本財産300百万円(基盤整備基金)を引き継いだものである。

基本財産300百万円(基盤整備基金)の運用益と会費収入をベースとした自主事業であり、県からの補助金はない。

2. 情報化基盤整備促進事業会計データ(会計13)

(1) 収支計算書推移表

(単位:百万円)

事業活動収入	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
(1) 基本財産運用収入	0	4	4	4	4	4	5	5
(3) 会費収入		17	16	15	14	13	12	11
(5) 補助金等収入								
愛媛県補助金等収入		4						
国庫補助金等収入					2			
(6) 負担金収入								
IT導入支援システム運営(ASP)		0	1	1	2	2	2	2
IT導入支援システム運営(企業間連携支援)		4	5	2				
電子商取引推進事業	4	4	4	4	3	3	3	2
事業活動収入計	4	32	29	25	26	22	21	19
(1) 事業費支出	1	20	13	15	11	7	8	11
13-1 IT導入支援システム運営管理事業費(#16)		6	6	6	1	1	1	3
3-2 電子商取引推進事業費(#15)		8	4	6	4	2	2	4
13-3 情報化基盤整備促進事業費(#17)	1	6	4	4	3	3	4	4
13-4 経営革新等支援事業費					2			
(2) 管理費支出	0	0	5	10	13	12	9	9
人件費			4	7	11	9	7	8
管理費			1	2	2	2	2	1
事業活動支出計	1	20	18	25	24	19	17	20
事業活動収支差額	3	12	11	0	2	3	4	-1

上記事業は主として、愛媛産業情報総合ネットワークを使って運営されている。愛媛産業情報総合ネットワークの再委託契約・事務は企画情報課が担当しており、会計1(総務課)から収支を再掲すると次のとおりである。

収支計算書推移表(施設・システム管理)

(単位:百万円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
産業情報総合ネットワークシステム受託収入	62	103	97	90	66	81	83	80
3) 産業情報ネットワークシステム管理運営費	62	103	97	90	66	81	83	80
事業活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0

一般会計(総務企画部)より太陽光支援事業及び企業立地推進課の収支項目を除いて作成した。

(2)貸借対照表推移表

(単位:百万円)

勘定科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 資産の部								
流動資産	1	13	17	16	13	11	11	13
現金預金	0	12	15	12	10	10	10	12
その他の流動資産	1	1	2	4	3	1	1	1
固定資産	300	306	308	310	311	316	320	320
1) 基本財産	300	300	300	300	300	300	300	300
2) 特定資産		6	8	9	10	16	20	20
退職給付引当預金		0	2	3	4	10	11	14
経営安定資金積立預金		6	6	6	6	6	6	6
備品購入引当預金						1	3	
資産の部合計	301	320	325	325	324	327	331	333
II 負債の部								
流動負債	1	7	6	6	2	2	2	6
退職給付引当金		0	2	3	4	10	11	14
負債の部合計	1	7	8	9	6	12	13	20
正味財産の部合計	300	313	317	317	318	316	318	313

(意見)

- 情報化基盤整備事業特別会計(会計13)の会費収入11百万円はすでに廃止を提言している愛媛産業情報総合ネットワークを利用する賛助会員からの収益である。愛媛産業情報総合ネットワークの管理コストは80百万円であり特定の会員のために県(民)は69百万円の負担をしている。このネットワークを使う主たる事業はバーチャルモールの運営であり、費用効果の観点からインターネット等が普及している現状では多額の税金を使って県が情報インフラ整備をする必要性は認められない。
- 愛媛産業情報総合ネットワークの管理は外注委託であるため、財団は外注委託契約に関する事務代行のみで、財団にはシステム専門家はいないため愛媛産業情報総合ネットワークを管理しているのは外注先の専門家である。愛媛産業情報総合ネットワークは県が維持管理すべき設備であり、財団を経由して外注する合理性はどこにあるのか。

3. 事業一覧

(単位:百万円)

担当:企画情報課

財源	財団事業名	20年実績	21年予算	補足説明	愛媛県担当課	終了年度
自主	#15 電子商取引推進事業	4	3	えひめバーチャルモールの運営管理	産業創出課	未定
	#16 IT導入支援システム運営管理事業	3	1	中小企業のIT導入・活用支援		未定
	#17 情報化基盤整備促進事業	4	5	中小企業者のためのネットワーク化の推進		未定
計		11	9			

4. 事業実績報告

#15 電子商取引推進事業 (4 百万円)

仮想共同店舗「えひめバーチャルモール」を運営。

- ・ 出店企業数 : 26社(21年3月31日現在)
- ・ 総取引件数 : 5,656件/年間

#16IT 導入支援システム運営管理事業 (3 百万円)

企業情報化支援サービス(グループウェア機能等)の利活用の促進を通じ、組織内における個人の「情報・ノウハウ・経験」の共有財産化、企業意思決定の迅速化及び業務効率化等を支援した。

- ・ 利用企業数 : 57社(21年3月31日現在)

#17 情報化基盤整備促進事業

① 企業情報化支援サービス(グループウェア機能等)の利活用の促進を行った。

- ・ 利用企業数 : 57社(21年3月31日現在)

② 仮想共同店舗「えひめバーチャルモール」を運営。

- ・ 出店企業数 : 26社(21年3月31日現在)
- ・ 総取引件数 : 5,656件/年間

③ 情報化基盤整備促進事業

IT利活用に関する啓蒙普及活動や相談・指導事業等を行った。

(意見)

基本財産3億円は解散した旧財愛媛産業情報センターの基本金が元になっている。財団が解散して別の財団へ資産が寄附された場合、基本財産であればその運用益は、財団全体の運営資金として使用すべきであり、特定の担当課のみが管理すべき基金ではない。

特定資産とすることも考えられるが、その場合は事業計画を文書にして理事会の承諾を受ける必要がある。現状は、企画情報課の特定財源化した基本財産として処理されているが、原因は、財団の統廃合に際して、事業で基金の再検討を行わず、単純に過去の財団の事業と基金を引き継いだことにある。

この意味で統合手続きは合理性を欠くと言える。

基本財産 300 百万円は事業規模(直近3年平均は21 百万円,平成20年度は19 百万円)からして過大であり、基本財産の流動化(事業資金として使えるようにする)または県への寄附等を検討すべきである。

＜B 産業振興部の事業＞

(1) 国県から委託・補助事業(一般会計2)

一般会計(会計2)は新事業支援課及び産学官連携推進課の特別会計を設けていない事業の会計である。

(単位:百万円)

担当課	財源	事業名	20年実績	説明	県・経済労働部	終了年度
B1 新事業支援課	県委託	#18 チャレンジ企業支援事業⑩	2	チャレンジ企業を経営支援、補助金支給	産業創出課	技術振興係 H21
	県補助	#19 新産業総合支援事業⑪	26	ビジネスサポートオフィス		新事業支援係 未定
	国委託	#20 地域力連携拠点事業	13	県内外の支援機関と連携		未定
B3 産学官連携推進課	国委託	#24～地域イノベーション創出研究開発事業		競争的資金を獲得して研究費を補助	産学官連携係	H21
		#28～地域資源活用型研究開発事業		同上		終了
	県委託	#30 先導技術プロジェクト育成委員会開催費⑫	0.6	会議		未定

(2) 自主事業

(単位:百万円)

担当課	会計	財源	事業名	20年実績	説明	県・経済労働部	終了年度
B1 新事業支援課	4. 債務保証	自主	21 債務保証事業	0.155	無担保の債務保証	産業創出課	新事業支援係 未定
	8. 研究開発型企業等支援	自主	22 研究開発型企業等投資支援事業	15	株式や社債の引受け		H24
B2 産業振興課	6. 地域中小企業応援ファンド事業	自主	23 地域中小企業応援ファンド事業	55	基金100億円(無利子借入)、事業費は投資金額	産業創出課	新事業支援係 H30
B3 産学官連携推進課	5. 技術振興	自主	31 起業化シーズ育成支援事業	6.006	大学等の若手研究者への助成	産業創出課	未定
		自主	32 ライフサポート産業支援事業	2.725	事業支援の研究部会を設置		産学官連携係 未定
	7. 起業化推進	自主	33 えひめ地域ミニ・コンソーシアム研究開発支援事業	4.000	産学官の共同研究、助成金		終了

【B1 新事業支援課の事業】

B1-1 一般会計2の事業(産学官連携事業を除く)

1. 会計データ (一般会計2-1)

(1) 収支計算書推移表

一般会計 (産業振興部 新事業支援課、産業振興課)

(単位：百万円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
(1) 基本財産運用収入	1	8	8	8	8	8	11	11
(2) 特定資産運用収入								
(3) 会費収入								
(4) 事業収入	4	4						
2 - 19 IT 研修事業受講料収入	3	4						
(5) 補助金等収入	123	136	110	113	82	72	55	40
愛媛県補助金等収入	123	136	110	113	82	72	55	40
2 - 1 新産業総合支援事業	110	123	106	91	73	48	38	25
2 - 2 チャレンジ企業経営支援事業							0	2
その他補助金等収入				3		14	6	13
2 - 6 地域力連携拠点事業								13
2 - 8 愛媛県産業活性化計画策定事業							3	
(6) 負担金収入 (受益者等負担金)	3	2	1	1	0		2	
(7) 雑収入	1	1	1	1	1	0	1	0
(9) 他会計からの繰入金収入					3		6	
事業活動収入計	131	151	120	122	95	81	74	52
2. 事業活動支出								
(1) 事業費支出	130	144	111	113	83	72	56	40
2 - 1 新産業総合支援事業費	110	124	107	91	72	48	38	26
2 - 2 チャレンジ企業経営支援事業費							0	2
2 - 6 地域力連携拠点事業費								13
(2) 管理費支出	10	6	9	6	9	8	10	12
人件費	8	5	6	4	6	6	6	10
管理費	2	2	3	2	3	2	4	3
(3) 他会計への繰入金支出				3				
事業活動支出計	139	150	120	123	91	80	66	53
事業活動収支差額	-9	1	0	0	3	1	8	-1

※平成13～15年度テクノプラザ愛媛管理運営委託料に係る収入支出金額は、総務課に計上。

(2) 貸借対照表推移表

(単位: 百万円)

勘定科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 資産の部								
流動資産	130	205	129	56	108	83	255	229
現金預金	8	124	12	7	0	0	1	0
その他の流動資産	121	81	117	49	108	83	254	229
固定資産	750	765	751	751	751	752	753	757
基本財産	750	750	750	750	750	750	750	750
基本財産引当資産	750	750	750	750	750	750	750	750
特定資産	0	0	0	0	0	2	3	5
有価証券償還時原資補填引当預金						0	1	1
退職給付引当預金						2	2	4
その他固定資産	0	15	0	0	0	0	0	2
資産の部合計	880	970	879	806	859	835	1,008	986
II 負債の部								
流動負債	122	195	118	46	96	73	238	217
未払金	121	194	118	22	21	10	12	1
預り金	1	1	1	0	0	0	1	1
短期借入金				24	74	62	226	214
賞与引当金								1
固定負債	5	6	7	6	7	8	8	11
退職給付引当金	5	6	7	6	6	8	8	10
負債の部合計	126	200	125	52	102	81	246	227
正味財産の部合計	754	770	754	754	757	754	761	758

収入のうち補助金収入が全収入の約96%を占める。平成17年度からは国の補助金収入が増加傾向にある。しかし、民主党政権となり次年度以後の国の政策は不透明である。過去に大きく変動するのは、政策的要因と職員の事業活動の成果による変動と考えられる。

県としては国等の外部資金を導入して県内産業の振興の一助としたいところである。

(意見)

事業直接費は主として国の補助金収入で賄われているが、この事業に要する人件費コストは事業費用として計上すべきである。総数8名約8,000万円が専従の派遣職員の人件費として支払われている。

一般会計2に計上されている人件費はプロパー職員の人件費であり、派遣職員の人件費は総務課の会計において、県からの人件費補助収入及び管理費人件費として処理されている。

派遣職員が従事している各事業の人件費として配賦しなければ事業のコストを把握できないこととなり、会計の基本原則であるの真实性の原則に反している。

2. 事業内容、担当者並びに財源

収支の推移表を見ての通り、補助金等収入と事業費(直接費)はおおむね同額である。

主要財源(89%)は国庫補助金であり、国の事業の受入れ窓口として財団の産学官連携推進課と新事業支援課とがある。特に産学官連携推進課は国から公的研究費(競争的資金)を獲得して県内の大学、研究機関等に補助金を提供するのが主目的であり、本来県の事業であるが制度的に財団が窓口となっている。この事業に関連して愛媛大学の地域連携センターへ県の職員1名を派遣しており、人件費は県の負担である。

担当しているのは県の派遣職員(人件費は全額県が負担)であり、制度上の必要から、実質的に県の事務事業を財団の名のもとに行っているとみられる。

(意見)

国の競争的資金を獲得して研究機関を助成し産業を発展させる事業は重要であり、財団は大きな成果を上げていると評価する。

しかしながら事業運営体制についていえば、事業運営上密接な関係にある愛媛県産業技術研究所の担当者が財団の事務を兼務することが効率的と考えられる。

3. 施設の必要性

これらの事業を実施するに当たり外部の独立した施設の必要性について考えてみる必要がある。

事業内容は国から競争的資金としての補助金を獲得し、関係機関へ補助金を交付する事業であり、協議や事務的作業にテクノプラザ愛媛の会議室を利用しているが、会議が目的なら遠隔地にある財団の所在地よりも県庁など市内が便利であると思われ、施設そのものは事業の実施に必要なものではないといえる。

県庁職員または産業研究所の職員が兼務をすればテクノプラザ愛媛に事務所がなくても実施可能な事業である。箱物がなくてもよいならば施設管理の固定費がいらなくなる。施設管理費用(ハード管理)のほか、人件費も節約できる

テクノプラザ愛媛という施設があるからそれを利用して県庁職員を派遣して事務事業をしている面もあると考えられる。

(意見)

「テクノプラザ愛媛」がなくても補助金交付事業に支障はないと考えられ、箱ものは必要でないと判断する。

なお、隣接地に「愛媛県産業技術研究所」がある。産学官連携の拠点であるほか新技術の研究、民間事業者の技術・研究の支援、国他県と連携した研究機関であり、産業の創出に欠かせない機関である。県産業創出課の事業はこの研究所とも密接な関係を有しており、この研究所と一体化してこれらの事業をすることが望ましいと考える。研究者は現場視察するとともに現在の所長並びに前任の所長から実態を詳しく聴取した。

4. 事業実績報告 (国・県からの委託・補助事業)

(1) 新事業支援課 (#18～#20)

#18 チャレンジプラン(新商品研究支援事業) (1.8 百万円)

愛媛県チャレンジ企業総合支援事業の適用を受けたものに対し、補助事業が円滑に遂行され、ひいては県内のけん引役となる成長企業を創出することを目的に、愛媛県からの委託を受けて、プロジェクトマネージャー等専門家を派遣し経営支援を行った。人件費として、3社×60万円＝180万円支出した。

#19 新産業総合支援事業① (26 百万円)

① 支援体制整備事業

ア ビジネスサポートオフィスによる窓口相談

新商品開発や新事業創出に取り組む個人や企業からの相談に対応するため、「ビジネスサポートオフィス」(ビジネスサポートオフィス)に、プロジェクトマネージャー1名、研究員2名、ビジネスサポーター1名等を配置し、2,224件の相談に対応した。

[相談件数]

(参考)	平成19年度	1,726件
	平成18年度	1,815件
	平成17年度	1,693件
	平成16年度	1,506件

イ 県内支援機関ネットワークの形成

支援機関相互の連携を図るため、新事業支援機関連絡会議を5回開催した。

特に、販路開拓専門部会を設置し、3回開催。

<連携機関>

- ・(財) 東予産業創造センター
- ・(株) 西条産業情報支援センター
- ・(財) 今治地域地場産業振興センター
- ・商工会議所連合会・商工会連合会、中小企業団体中央会
- ・(独) 中小企業基盤整備機構四国支部
- ・NPOベンチャー・アライアンス協会
- ・県経済労働部 ほか

ウ 創業準備室の提供

会社を設立しようとする個人を支援。

平成20年度中の新規利用者は、延べ8人で、そのうち1人が入居中に法人を設立した。

②チャレンジプラン(新商品研究支援事業)

新商品開発や新事業創出に取り組むグループに対し、研究開発に要する経費を支援。

平成20年度は8グループを支援し、前年度から継続支援グループを加えて合計12グループを支援した。

#20 地域力連携拠点事業(13百万円、国委託)

国の委託事業であり、21年度予算は21百万円へ増額である。

財団ビジネスサポートオフィスを地域力連携拠点として位置づけ、地域において優秀な支援者を「応援コーディネーター」として配置し、他の支援機関と連携して小規模企業をはじめとする中小企業の経営力向上や創業支援を行うとともに、県内支援機関のとりまとめ機関として地域力連携拠点連絡会議を主催するなど県内外の支援機関と連携して支援を行った。

[事業の内容]

①応援コーディネーター(3名)の設置

氏名	得意分野、資格、実績のうち主なもの
A氏	(財)えひめ産業振興財団プロジェクトマネージャー
B氏	生産管理システム・販売管理システム等のIT化戦略支援など
C氏	中小企業診断士、経営課題の抽出と解決策の検討等経営分析、経営革新支援

②中小企業等への直接的支援

ア 相談窓口の設置： 相談延件数 677回

イ 専門家の派遣： 派遣延べ件数 77件 対象企業(個人)数 27

ウ 「IT利活用セミナー」(1回)

松山商工会議所と合同で開催、IT利活用による経営力向上に関する基礎知識から応用事例まで提供し幅広い参加者のニーズに対応。

③連携事業

支援機関連絡会議の開催により、県内支援機関との連携促進を図るとともに、制度紹介のためのパンフレット及び支援成果事例集を作成した。

○支援機関連絡会議 開催実績4回

○パンフレットの作成

作成部数 10,000部 国、県、県内市町、各拠点、関係機関等へ配布し制度の周知に活用した。

○支援成果事例集の作成

作成部数 10,000部 県内各拠点の協力の下、各拠点から寄せられた優良事例による事例集を作成し、関係機関へ配布した。

B1-2 債務保証事業

債務保証事業は解散した財団法人愛媛テクノポリス財団が昭和61年度に開始した事業であり、平成13年度に現財団統合した時から新事業支援課の事業として運営して現在にいたっている。

債務保証事業特別会計の財団及び県の担当部署は次の通り。

財団の担当：産業振興部・新事業支援課

県の担当部署：産業創出課・新事業支援係

1. 会計データ（会計4）

(注)他では百万円で報告しているが、債務保証事業はそれ未満なので千円単位で表示する。

(1) 収支計算書推移表

(単位:千円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1. 事業活動収入	204	1,172	1,172	1,170	1,170	1,084	949	1,027
(1) 基本財産運用収入	195	1,168	1,168	1,168	1,168	1,027	903	996
(7) 雑収入	8	4	4	2	2	56	47	31
2. 事業活動支出	284	284	293	142	142	142	142	155
債務保証事業費	284	284	293	142	142	142	142	155
事業活動収支差額	-80	888	879	1,028	1,028	942	807	872
II 投資活動収支の部								
(1) 基本財産取得支出						150		
(2) 特定資産取得支出						30	35	36
投資活動収支差額						-181	-35	-36
V 当期収支差額	-80	888	879	1,028	1,028	761	772	836
VII前期繰越収支差額調整額						24,723		
VIII 次期繰越収支差額	4,513	5,401	6,280	7,308	8,336	33,820	34,591	35,427

(2) 貸借対照表推移表

(単位:千円)

勘定科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 資産の部	136,690	135,451	134,326	134,706	135,734	133,820	134,526	135,429
流動資産	29,236	30,124	31,003	32,031	33,059	33,820	34,591	35,427
・現金預金	29,051	29,940	30,818	31,848	32,876	33,797	34,551	35,389
・その他の流動資産	185	185	185	183	183	23	40	38
固定資産	107,454	105,327	103,323	102,675	102,675	100,000	99,935	100,001
・基本財産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,970	99,935	99,899
定期預金								50,028
利付国債(10年)								44,077
東京都公募公債								5,794
・その他固定資産	7,454	5,327	3,323	2,675	2,675			
求償権	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675			
保証債務見返	4,779	2,652	648					
II 負債の部	32,177	30,050	28,046	27,398	27,398			
流動負債								
・保証債務弁済引当金	24,723	24,723	24,723	24,723	24,723			
sd 固定負債								
・求償権見返	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675			
・保証債務	4,779	2,652	648					
III 正味財産の部	104,513	105,401	106,280	107,308	108,336	133,820	134,592	135,429

①債務保証について

貸借対照表上、債務保証(負債の部)の金額は債務保証契約による保証残高を示す。一方、回収不能になると金融機関に対し代位弁済を実行すると同時に、債務者に対して求償権(資産の部)が発生する。

貸借対照表の推移表によると、平成16年度末に保証債務(負債の部)がゼロとなり、以後発生していないので新たな債務保証契約は行っていない。

②求償権の請求事務はいつまで行ったか。

求償権は代位弁済が行われた時に発生する。平成18年度末に求償権がゼロとなり、以後発生していないので債務者に対する代位弁済による求償権の事務は完了したものと推定する。

2. 事業報告書

事業報告書に記載なし。

(意見)

特別会計は存続して事業経費が発生しているにも拘わらず、平成20年度の事業報告書に債務保証に関して何も記載がない。基本財産1億円(県・伊予銀、媛銀等の出捐金)を投入している事業であり、事業が休止状態であることも含めて事業報告書に記載して報告すべきである。

(会計処理)

事業を休止している状態で、事業経費を配賦するのは誤りである。顧問会計士と相談すること。

3. 基本財産並びに運転資金

債務保証基金の出捐記録

出捐年月日	基金額 (千円)	出捐者	割合
S61. 11. 1	50,000	愛媛県	50%
S63. 7. 25	21,000	(株)愛媛銀行	21%
S63. 8. 22	29,000	伊予銀行(株)	29%
合計	100,000		100%

基本財産運用収入は平成14年度以後平均して約100万円、利回り0.1%である。しかも、事業費は平成14年度以後は年間30万円未満で内容は共通費の配賦であり、実質事業費ゼロである。

基本財産は用途が特定しない基金、特定資産は用途が特定された基金である。

債務補償基金は特別会計としているため基金の用途が特定されているとみなされる。なお、基本財産の取り崩しは監督官庁(知事)の許可が必要となる。

特定資産の概念は平成16年改訂の公益法人会計基準で導入された。この会計基準は平成18年度より導入されているが、当時、基本財産と特定資産の性質の違いによる会計処理の見直しがなされず今日に至っている。

貸借対照表の流動資産・現金預金は平成13年度29百万円であり、使用しない基本財産運用益により資金が増加し、平成20年度末では35百万円となっている。

(意見)

<基本財産>

昭和63年度以来、1億円を「基本財産」に計上しているが、特定目的を有する基金であるから「特定資産」に計上すべきものである。

貸借対照表推移表のとおり、平成18年度以後、求償権及び債務保証の残高はゼロであり、事業の目的を終えた今となつては基本財産であっても取り崩して1億円資金を有効活用すべきである。

県知事の承認を前提として、事業廃止により不必要となった基本財産を取り崩して財団の運転資金に振り替えたり、資金を有効活用する方法を検討すべきである。

<運転資金>

使用見込みのない運転資金である現金預金は平成20年度末では35百万円となっており、このままでは今後毎年100万円増加することになる。

運転資金の運用益は雑収入に計上されており、毎年10万円以下である。

事業を行っていないので現金預金35百万円及び基本財産1億円は不要な資金である。

<統合手続、行政の問題>

不必要となった資金1億円は財団の他の事業に有効活用すべきである。県民の財産から拠出された多額の資金を有効活用できなかったのは県及び財団における縦割り行政の弊害であり、県所管課の公益法人に対する指導監督にも問題があったといえる。

基本財産1億円は無駄金である。そもそも財団統合時に保証債務事業の基本財産としたことが誤りである。

基本財産は財団全体の運転資金として使用すべきものであり、特定の事業に拘束すべきではない。目的を拘束するならば使用目的ほか取扱要領を定めて「特定資産」として処理すべきである。基本財産を取り崩す場合県知事の許可など特別の手続きが必要であるが、特定資産ならば不必要となれば理事会等の決議により取り崩して他に有効活用できる。しかしながら、債務保証基金については事業を放棄する以上特定資産の必要性も合理性もない。

(基本財産の運用)

休止状態の事業の基本財産として拘束するのは資金の有効性に問題がある。理事長は的確に判断してこの問題を早急に処理すべきである。

基本財産は伊予銀行定期預金に 50 百万円、利付国債(10 年)に 44 百万円、東京都債 6 百万円、合計 1 億円である。

具体的に使用予定がない資金を長期にわたり低利の定期預金運用はいかがなものであろうか。

(経営責任)

理事長は金融機関の出身であり、民間人の経営管理能力を見込まれて理事長に就任していると思われる。

また、理事長は金融機関の代表でもあり、基本財産及び運転資金の運用は利益相反取引(銀行の利益、財団の損失)の恐れもあり、経営者として説明責任が問われかねない。

本件(長期にわたり財産を有効活用せず放置していること)に関し、財団の常勤理事兼担当部長は経営責任が、県の担当課長は管理責任が問われてしかるべきと思われる。民間企業なら当たり前のことである。

B1-3 研究開発型企业等投資支援事業

(事業の目的)：財団の説明より

地域経済の活性化と雇用の創出が求められる中で、新たな産業群の担い手として、起業家精神に富み、創造的な事業活動を行う研究開発型企业を育成していくため、株式取得や社債引受けといった直接金融による支援を通して、これら企業の資金調達の円滑化を図るとともに、県内の民間投資会社に投資に対するノウハウを蓄積することにより、独自の投資を促進する。

1. 事業内容

財団はベンチャーキャピタル(以下、VC という)に資金を預託し、VCは企業の社債を引き受ける。同時に財団は債務保証の引き受けを行って企業が支払い不能のとき、VCへ代位弁済する仕組みである。

事業内容は株式や社債の引受けとされているが、実際はVCによる社債の引き受けだけである。

2. 会計データ (会計8)

(1) 収支計算書推移表

(単位：百万円)

収支科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入	8	8	47	119	9	72	65	61
(2) 特定資産運用収入	1	0	0	2	3	3	3	2
(3) 会費収入								
(4) 事業収入	6	7	47	117	6	69	62	58
預託金利息収入	3	3	3	3	2	2	1	1
割賦・リース事業回収金収入	3	3	3	3	3			
預託金返還収入			30	90		60	60	50
保険金収入			11	21				7
求償権回収収入					1	7	0	0
債務保証料収入		1						
(7) 雑収入	0	1	0	0	0	0	0	0
2. 事業活動支出	2	22	23	44	2	5	1	15
(1) 事業費支出	2	22	23	44	2	5	1	15
研究開発型企业等支援事業費	1	0	0	0	0	0	0	0
預託金支出		20						
研究開発促等促進保険料	2	2	2	1	1	1	1	0
代位弁済金支出			21	42				14
研究開発等保険金返戻支出					1	3	0	0
(2) 管理費支出								
事業活動収支差額	6	-14	24	75	7	67	64	46
II 投資活動収支の部								
研究開発型企业等投資支援事業基金取崩収入					385			74
投資活動収入計					385			74
2. 投資活動支出								
有価証券償還時原資補填引当預金取得支出						1	1	
投資活動収支差額					385	-1	-1	74
III 財務活動収支の部								
(1) 借入金収入	240	240						
(1) 借入金返済支出	243	223	33	93	388	60	60	127
財務活動収支差額	-3	17	-33	-93	-388	-60	-60	-127
V 当期収支差額	3	3	-9	-15	1	6	3	-7

(2) 貸借対照表推移表

(単位：百万円)

勘定科目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
I 資産の部								
流動資産	33	33	21	4	2	8	11	7
現金預金	21	24	16	0	2	8	11	7
その他の流動資産	12	8	6	3	0	0	0	0
固定資産	1,070	1,090	1,081	1,033	647	583	524	350
特定資産	1,007	1,027	997	907	522	464	407	282
有価証券償還時原資補填引当預金						1	2	
①投資支援基金	667	667	667	667	282	283	284	212
②投資支援預託金	340	360	330	240	240	180	120	70
その他固定資産	63	63	84	126	125	118	118	68
求償権	63	63	84	126	125	118	118	68
資産の部合計	1,103	1,123	1,102	1,037	649	591	536	357
II 負債の部								
流動負債	0	0	0	0	0	0	0	0
未払金	0	0	0	0	0	0	0	0
預り金	0	0			0	0		
固定負債	1,081	1,098	1,087	1,036	647	580	520	344
借入金	1,018	1,035	1,003	910	522	462	402	275
③基金造成資金借入金	(667)	(667)	(667)	(667)	(282)	(282)	(282)	(205)
④預託金借入金	(340)	(360)	(330)	(240)	(240)	(180)	(120)	(70)
割賦・リース原資資金借入金	(11)	(8)	(6)	(3)				
求償権見返	63	63	84	126	125	118	118	68
保証債務								
負債の部合計	1,081	1,099	1,087	1,036	647	580	520	344
III 正味財産の部合計	21	24	15	1	2	11	16	14
負債及び正味財産合計	1,103	1,123	1,102	1,037	649	591	536	357

①投資支援事業の収入及び支出の科目には費用・収益と預託金の貸付・返済が混在している。

資産の増加・減少と損益取引とを区別して会計処理すべきである。

④平成18～平成20の事業収入は預託金の減少(返還)と対応し、借入金の返済に充当されているので妥当な処理である。

(特定資産及び借入金の増減)

(単位：百万円)

勘定科目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
①投資支援事業基金	0	0	0	-385	1	2	-72	-454
②投資支援預託金	20	-30	-90	0	-60	-60	-50	-270
計	20	-30	-90	-385	-59	-58	-122	-724
③基金造成資金借入金	0	0	0	-385	0	0	-77	-462
④投資資金借入金	20	-30	-90	0	-60	-60	-50	-270
計	20	-30	-90	-385	-60	-60	-127	-732

注) H17及びH20に損失補填基金(国費分)の償還あり。

注) H18より会計処理方法の変更あり。

①投資支援事業基金の原資は基金造成資金借入金であり、両者の増減は対応している。

3. 事業報告書

#22 研究開発型企业等支援事業

創造的な事業活動を行う研究開発型の中小企業を育成するため、中小企業創造活動促進法の認定企業に対し、民間投資会社を通じて株式取得や社債引受けを行う事業を平成7年度から実施している。

(新規の投資事業は平成14年度をもって廃止した。)

- ・これまでの実績 投資企業：13企業 投資件数：16件 投資金額450百万円
- ・うち継続中の案件 投資企業：3企業

4. 事業の詳細

(1) 投資対象企業

中小企業創造活動促進法の認定企業

(2) 支援事業

ア 間接投資事業

(ア) 投資先の決定財団が委員会審査を経て、投資対象企業のうちから投資先を決定する。

(イ) 投資原資の預託

投資先企業の株式取得または社債引受けを行う民間投資会社に対して、財団が投資原資を預託することにより間接投資を実施する。

(ウ) 預託条件

取扱投資会社：いよぎんキャピタル(株)、ひめぎん総合リース(株)

預託限度額	投資企業1社当たり100,000千円
預託利率	年1.0%
預託期間	10年以内

(エ) 投資条件

○社債引受け(転換社債・新株引受権付社債)

引受限度額	100,000千円(1回当たりの限度額は、原則として、30,000千円以内で運用)
引受利率	長期プライムレート
引受期間	10年以内
担保の有無	無担保

イ 債務保証事業

間接投資事業のうち社債引受けを行う投資会社に対する債務保証を実施する。

(保証条件)

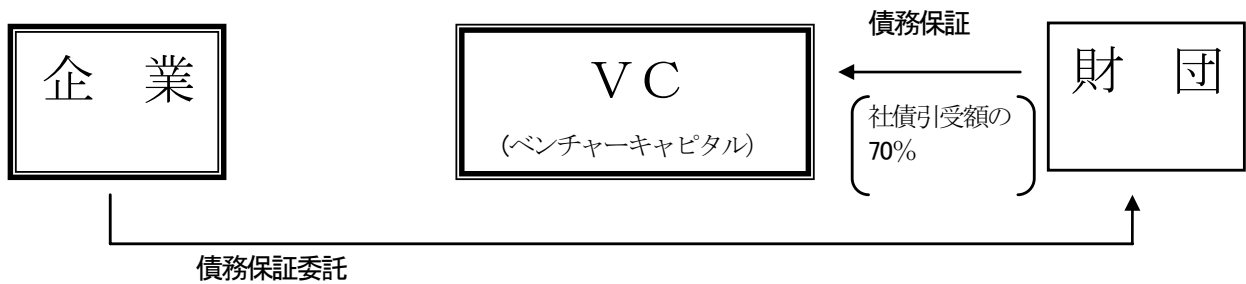
保証限度額	社債引受額の70%
保証料率	保証元本に対し、年0.5%(社債引受け先企業が前払)
保証期間	10年以内(社債引受期間が限度)
担保の有無	無担保(ただし、社債引受先企業の代表役員の連帯保証が必要)

(3) 研究開発型企业等投資支援事業の概念図

ア 間接投資事業(当初)



イ 債務保証事業(当初)



ウ 間接投資事業(償還)



エ 債務保証事業(事故)



(平成20年度に求償権の償却処理をした際の報告書)

#22 研究開発型企业等投資支援事業の求償権の償却について

(財団の処理)

研究開発型企业等投資支援事業について求償権発生(代位弁済)後、5年以上経過している下記3件について、いよぎんキャピタル(株)より債務者及び保証人の現況報告があり、内容を検討したところ、回収の見込がないと認められることから平成20年度決算において償却する事として別紙にて理事会承認後、償却を行った。

(4) 求償権発生後5年以上経過の状況

企業名	業種	事業内容	投資状況	経営破綻 代位弁済	求償権残高
A社(西条市)	電気機械器具 製造	携帯型ビデオプ リンターの開発	30,000千円 H8.4.5	H11.8.17 H11.12.24	21,000千円
B社(松山市)	一般機械器具 製造	廃棄物処理装置 の開発	30,000千円 H8.12.25	H9.8.11 H10.3.31	21,000千円
C社(新居浜市)	産業機械等設 計制作	自動血液検体容 器シール装置の 開発	30,000千円 H11.3.26	H12.9.13 H13.1.19	21,000千円

(5) いよぎんキャピタル(株)からの債務者・保証人の現況報告

企業名	いよぎんキャピタル(株)からの報告内容
A社	債務者—事実上倒産(H11.8.17不渡り) 保証人—破産宣告(H12.5)
B社	債務者—事実上倒産(H9.8.11銀行取引停止処分) 保証人—行方不明
C社	債務者—事実上倒産(H12.9.13銀行取引停止処分) 保証人—破産宣告(H12.10.3)

財団法人えひめ産業振興財団研究開発型企業等 支援事業業務方法書細則(抜粋)

第3章 債務保証業務

(中略)

(求償権等の償却)

第47条 財団は、代位弁済により取得した求償権等に係る債務の主たる債務者及び保証人が次の各号の一に該当すると認められる状況になった場合は、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却することができる。

- (1) 破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正等の法的手続が終結した場合
- (2) 倒産又は事業閉鎖の状況に陥り事業再開の見通しが無い状態で3年を経過した場合
- (3) 事業不能に陥り、又は事業について重大な損失を受けたため当該求償権等につき見るべき入金がない状態で5年を経過した場合
- (4) 収入が極めて貧弱なため、当該求償権等につき見るべき入金がない状態で5年を経過した場合
- (5) 保証人が死亡した場合
- (6) 保証人が行方不明又は就業不能となったまま3年を経過した場合

2 回収できない債権保全関係費用で、被保証者又は保証人より回収できないものは、求償権の償却と併せて償却する。

5. 意見等のまとめ

(1) 事業の実施期間（意見）

（事業の廃止）

中小企業基盤整備機構の高度化資金を県が無利子で借入れ(455 百万円)、県費を継ぎ足しのうえ、県が財団に無利子で貸し付け(10 年間)、貸倒損失の財源としている。

当初計画では事業の実施期間は平成 7 年度～16 年度(10 年間)となっている。

新規の投資事業は平成 14 年度をもって終了した。現在は、約定償還の回収(平成 22 年度の 10 百万円が最終)と損失補填基金(*)の運用のみを行っている。

損失補償基金借入金の県への償還期日である平成 24 年度をもって事業の終了年度としているが、平成 14 年度以来新規の事業活動を行っていないのであれば、平成 14 年度に特別会計を廃止して一般会計に統合し債権の残高管理をする体制にすべきであったと考える。

(*) 県が中小機構から借入した 405 百万円は予定通り返済し、県借入金 205 百万円を源資として地方債で運用している。この運用益を VC 投資(預託金)の貸倒損失の補填に充当するものであるが、結局、財団の貸倒損失を県が負担していることになっている。

（資金の非効率等）

現在、財団の損失を県が肩代わりする目的で、その資金を捻出する為に県は 205 百万円の資金を提供している。損失補填目的で考えれば債務保証と同じ経済効果と見なして、損失発生額を県が負担することにすれば、205 百万円の県貸付金は不要となる。県が負担する借入金利息はおおむね次の計算で試算できる。

県借入金 205 百万円×1.5%(地方債利率)×10 年(H15～H24 年度末)≒31 百万円

(2) 求償権償却処理(意見)

求償権発生(代位弁済)後、5 年以上経過している債権の償却を行っているが、業業務方法書細則(2)及び(3)に規定されているように、事実上倒産から 3 年経過後に処理すべきである。即ち、TD 社は平成 14 年度に、SM 社は平成 12 年度に、ME 社は平成 15 年度にそれぞれ償却処理すべきであった。

(3) 理事会の機能（意見）

- ・事業を継続することの必要性
- ・特別会計とすることの是非

県庁の担当課も財団担当課の職員も長年に亘り問題提起もせず、事業を整理しようとした形跡がない。

これに関し財団の経営トップ（理事長及び常勤理事）並びに県・経済労働部長及び担当課長に責任はないとは言えない。